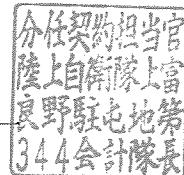


公 示

令和5年度装備品（弾薬関連）に係る契約希望者募集要項

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第344会計隊長 早川龍



令和5年度装備品（弾薬関連）の契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

1 公募に付する予定品目

別表「調達予定品目表」のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省統一資格）「物品の買受け」がC等級以上に格付けされている者で、北海道地域の競争参加資格を有する者
- (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中でない者
- (4) 法令等による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を有している者又は当該許認可等の取得に向けて所管官庁と調整中の者
- (5) 秘密等を取り扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者
- (6) 契約の履行にあたって必要となる知的財産権に関して、法令に定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者
- (7) 公募しようとする予定品目等の加工に対応できる設備を具備している者
- (8) 警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

3 応募方法

- (1) 応募する者は、別紙第1の「参加表明書」（以下、「表明書」という。）及び次の項目を証明する具体的な資料（以下、「審査資料」という。）を提出しなければなりません。
 - ア 競争参加資格審査結果通知書の写し。ただし、競争参加資格申請中である場合は、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - イ 法令、規定等に基づく許認可が必要な場合は、その許可証等の写し。
 - ウ 検査・修理等の履行に必要な技術・機械器具及び生産設備等を証する書類
 - エ 調達予定案件の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等及び製造企業と締結している技術援助契約等が必要な場合は、それを証明する書類
 - オ 特許等工業所有権を必要とする場合は、該当する権利が使用可能であることを証明する書類
 - カ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類
 - キ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
 - ク その他、契約の履行にあたり必要とする書類等
- (2) 表明書及び審査資料（以下、「提出資料」という。）は受付期限内に1部を提出先に持参又は郵送するものとします。
- (3) 受付期限
令和5年5月31日（水）まで

(4) 受付時間

土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く毎午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(5) 提出先

〒071-0695 北海道空知郡上富良野町南町4丁目
陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊（担当 滝口）
電話 0167-45-3101（内線2341）

4 提出資料等の審査等

- (1) 応募者は、第344会計隊の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければなりません。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き必要な資料等を提出しなければなりません。
- (2) 応募者は、第344会計隊の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければなりません。
- (3) 提出された資料等により、品目毎に契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

5 審査結果の通知

品目毎に公募指名競争に参加させることが適當と認められた者に対しては、審査合格の通知を行います。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行います。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対し審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めるることができます。
 - ア 提出期限
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
 - イ 提出場所
3の(5)に同じです。
 - ウ その他
書面は持参又は郵送するものとします。
- (2) 分任契約担当官は、審査結果について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

7 疑義の再申立て

- (1) 6の(2)の説明に不服のある者は、疑義に対する回答を受領した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申し立てを行うことができます。
- (2) 分任契約担当官は、再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 資料等の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該品目の公募指名競争に参加させることが適當と認められなかった者とともに、第344会計隊の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。
- (2) 提出資料等の作成及び提出に要する費用等は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された資料等は、原則として返却しません。
- (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しません。
- (5) 原則として、提出期限以降における提出資料等の差換え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。
- (6) 提出資料等に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記してください。

9 応募者の義務等

応募者で指名の通知を受けた者は、必ず公募指名競争に参加し、合理的な金額の見積書又は入札書を提出しなければなりません。

10 その他の注意事項

- (1) 本公示予定品目については、当該年度の調達予定及び過去の実績等に基づき記載しているため、必ず調達があることを保証するものではありません。
なお、場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがあります。
- (2) 本公示記載事項の詳細及び不明な点については、3の(5)に記載されている提出先に照会してください。
- (3) 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等については、別紙第2による。

参 加 表 明 書

当社は、下記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
 なお、別添のとおり関係資料を添付します。
 また、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

344会公示第1号（令和5年4月28日）

No.	登録番号	区分	要求内容	調達予定品目等	調達予定項目
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

添付書類

分任契約担当官
 陸上自衛隊上富良野駐屯地
 第344会計隊長 早川龍一 殿

令和 年 月 日

所 在 地
 電 話 番 号
 会 社 名
 代 表 者 名

印

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者ないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別表

調達予定品目表

No.	区分	要求内容	調達予定品目等	調達予定項目	製造元等
1	弾薬	売払い	小火器弾薬打がら 薬きょうの売払い	小火器弾薬打がら 薬きょう	小火器弾薬打がら薬きょう の製造・加工を行っている 業者